

現代日本人口政策史小論

—人口資質概念をめぐって* (1916—1930年) —

廣嶋清志

目 次

I 序 論

II 戦前における人口政策と人口資質概念

1. 大正期——人口減少のおそれと人口過剰論 (1916—1926)
2. 人口食糧問題調査会の人口過剰論と人口統制方策 (1927—1930)

I 序 論

本稿は人口資質という概念が、戦前・戦後における日本の人口政策の展開過程において重要な役割を果してきたという認識に立って、人口資質概念の形成過程を歴史的に追跡することによって、日本人口政策史の特質の一側面を明らかにするとともに、いわゆる人口資質研究の位置を確認しようとするものである¹⁾。

ここで、人口政策というのは、現実の日本の人口および人口問題に対しての政府の機関²⁾による態

* 1979年11月の「人口問題研究所創立40周年記念シンポジウム」において、「保育環境と人口資質——とくに幼児の戸外遊び環境と健康との関連について」と題して、人口資質概念の歴史的解明と表題のような具体的テーマにそった発表を行ったが、本稿はその前半部分をもとに書き改めたものである。後半部分については、別の機会に譲るが、拙稿「育児問題の人口学的概観」(『人口問題研究』第153号、1980年1月、p. 71—76)も参照されたい。

このシンポジウムによって、図らずも、筆者にとって経験の浅い歴史研究にとりくむ機会が与えられたことに感謝したい。シンポジウム発表のとりまとめという性格から、本稿の続きを別に発表する予定であるが、次のような時期区分を行っている。

3. 財团法人人口問題研究会の設立と人口過剰論(1931—1937), 4. 人口増強論の登場(1938—1940),
5. 国民優生法の成立(1938—1940), 6. 人口政策確立要綱(1941—1945)

III 戦後における人口政策と人口資質概念, 1. 第Ⅰ期(1945—1959) 人口過剰論と人口抑制策, 2. 第Ⅱ期(1960—1971) 労働力不足と過少人口論, 3. 第Ⅲ期(1972—1976) 世界人口会議と過剰人口論,
4. 第Ⅳ期(1977—) 出生力低下と高齢化社会

1) シンポジウムの基本課題である人口資質という概念の特質にアプローチするには、その社会的歴史的性格に着目してその概念の形成発展過程を明らかにする方法と、その内包を論理的哲学的に構築していく方法とが考えられる。後者の試みとしては、篠崎1961, 宮川1966等がある。このような努力も当時の人口政策の現実的な展開に触発された一定の人口問題認識のためと考えられるが、その概念設定の超歴史的な性格は、その実際的な有効性を減じている。

さらに、後者の延長として、人口資質の諸要素を設定した上で、それぞれについて現状と歴史を概説したものもある。たとえば、鈴木1976。これらにおいては、資質対策が人口政策の中で扱われる必然性そのものについての解明は少ない。同論文は、「量的人口政策」と「質的人口政策」は「同時に相互の密接な関係のもとに成立する……一方が強調されるとき、それらが、量的人口政策、あるいは質的人口政策という形態をとる」としているが、やや抽象的にすぎる。

度表明および政策と称されるものすべてである。したがって、人口に影響を及ぼそうとする実践、あるいは人口問題を意識してその解決のために行われる対策であって、結果的に人口に影響が及ぶ各種の政策（例えば公衆衛生対策、福祉対策）については、そのような影響に対して明示的あるいは暗示的（事実上の）態度表明がある場合には人口政策とみなされる。結果的に人口に影響が及ぶ政策というものは実際上無限であり、人口政策としての態度表明、意図の明示自体も実際上の効果を生むと考えられるからである³⁾。

人口資質概念の展開を検討する場合、その対象は「人口資質」という用語だけでなく、「人口の質」または人口問題の質的側面ないしは質的人口問題に相当する概念をも含めて広く検討する。

本研究は、人口資質対策と関わって人口政策全般をも扱うのであって、日本人口政策にとって重要な要素である移民問題等にはほとんど触れておらず、全面的な人口政策史とはいえない。また、人口政策史における一定の概念の形成過程ということに力点があるので、政策の実際の効果からみた政策の評価等はほとんど行われておらず、そのいみでも人口政策史の一部でしかない。

わが国における人口政策の展開過程を跡づけた研究は対象を明治期以降に限定しても比較的少なく⁴⁾、基本的な問題に関する誤解や見解の不一致もみられる。今後の研究の発展の一助となることを願って、拙稿を発表するものである。

わが国の人口政策とりわけ人口資質対策は国際人口会議、人口問題研究国際連合等の国際的な動きと密接な関連において形成されてきたものであるが⁵⁾、今回はこの側面についてはほとんど触れる余裕がない。

本研究において人口政策分析の対象として使用する資料は主に政府および政府と密接な関係を有する団体（財団法人人口問題研究会等）により公表された文書であるが、他にこの文書作成に参画した

2) 政府の機関という中には政府行政組織と密接な官制による審議会等を含める。

従来なされてきたように、これら審議会等の答申が“政府”によってとりあげられ、実践されたかどうかという観点からの評価も必要であるが、審議会等の答申は政府の行政を通じて効果を持つだけでなく、政府の政策の意図・方向性を公表するという機能を持つからである。

3) 大淵1976は、「人口関連政策」を「人口作用的政策」と「人口対応的政策（人口対策）」とに分け、前者のみを「人口政策」とし、後者を「非人口政策」に含めているが、筆者のここでの定義は人口政策（人口対策と用語を特に区別しない）と称される限りこれも含む。また、同論文は「人口資質政策」について人口政策とよぶことの疑問を提出しているが、ここでは上記のものと同じように扱う。このような方法をとることにより、「人口資質」ひいては、「人口問題」、「人口政策」といわれるものが、何なのかを考察することが可能となろう。

4) 明治以降の日本人口政策史についての論著は次のものが主なものである。

①吉田1944（これは明治初年から日清戦争以前までである）、②トイバー1964, p. 393—426（原著1958年）、③厚生省20年史編集委員会『厚生省20年史』厚生問題研究会、1960年、④太田1976（前著1969年）、⑤市原1971（明治初年から日清戦争時までの人口論を含んでいる）、⑥毛利1972、⑦上杉1975（人口問題にかんする年表（1868～1945年）を提示している）、⑧小林1976、⑨吉田1976、⑩「聞き書き日本人口論史（論る人寺尾琢磨）」『世界と人口』No. 45—68, 1977. 2—1979. 4.

5) 館稔「一九三七年パリ国際人口会議に就いて」『外交時報』No. 791, 1937年11月, p. 135—148は、「新興ファシスト伊太利の中心で開催され」た1931年ローマ会議、「人口の量の増大と質の向上とにあらゆる努力を払いつつある新興独立の首都ベルリン」で開かれた1935年会議等を紹介し、1927年「ジュネーヴではあれほど激論された産児制限是非論や、通常人口問題論議の大部分を占める経済的発展と人口移動との関係其他の経済的方面は唯だ副次的興味を呼んだのみでその代りに白人種の量質共なる減退の危険や之れに附隨する人種保健、人種生物学、遺伝病予防や人口の都市集中による退化の対策や、さらに健全な家族生活維持の積極的手段等が一般注視の的となった」（ヨハネス・クラウス「人口問題の国際的諸相」『人口問題』2巻1号、1937年6月, p. 73）事情等を紹介している。

人物のその作成前後における著書を補足的に使用する^{6)・7)}。

II 戦前における人口政策と人口資質概念

1. 大正期——人口減少のおそれと人口過剰論（1916—1926）

日本の人口政策あるいは質的人口対策の起源をさかのばれば、際限がないが⁸⁾、本小論の始点を第1次世界大戦に始まる大正期とする⁹⁾。

1916（大正5）年、人口政策に関わる組織の主なものひとつとして内務省に保健衛生調査会が設置された。この保健衛生調査会の設置は「人口問題」を明らかに意識したものであった。

1916年第36回帝国議会に保健衛生調査費を要求するための説明資料として内務省が準備した資料でこのことをみてみよう。（『東京医事新報』第1963号、1916年3月11日所載）¹⁰⁾

保健衛生調査の必要

欧洲に於ける重要な人口問題は生産率の減耗に在り、……左れば欧洲諸国にては之が原因を調査研究し、進んで之が除却防退に努めつつあり、而かも生産率の減耗此くの如く甚しきに拘らず、尚ほ其の人口の減少を見ざるは實に死亡率の低下著しきに因らずむはあらず、……本邦の情況を見るに、生産率の減耗未だ來らず、却て年々上昇の觀あるを以て、表面寔に佳良の状態なるが如しと雖も、更に觀察一步を進むれば頗る寒心に堪へざるものあり、即ち本邦の婚姻率生産率の推移は恰も半世紀前の英國に酷似し、晩婚の増加は既に歴々として之を証すべきものあり、若し文化の進歩に随伴する悪影響の襲来すること東西その撥を一にすとせば生産率の減耗を來すことまた決して遠からざるを思はざるべからず、而も英國に於ては半世紀前の當時既に死亡率低下の道途に在りしに、本邦に於ては今や稍々上昇の傾向あるが如き、是れ豈に等閑に附すべからざる現象ならずや……年齢別の死亡率を見るに、青年者、壯年者就中幼者の死亡著しく増加せること實に総死亡率増加の原因を為し、……國運を伸張し國力を充実するには、進んで国民の健康状態を調査して、之を保維するに必要な事項を明にし更に国民の健康を毀傷すべき原因を探究して、予めその逼迫に備へ若くは之を艾除するの策なかるべからず保健調査の至要なる所以實に此に存す……

以上のように出生率（「生産率」）の低下傾向を予想しつつ、死亡率の高さに対する強い危惧が示され、「國力充実」にとって「国民の健康状態」が重要な問題であるとされている。ここには、人口量を変動させる要因である死亡の基盤として、国民の健康を問題にするという視点が基本的なものとなっており、質的人口問題に相当する概念は示されていない。

のことと関連して注目されるのは優生問題の扱いである。保健衛生調査会は発足にあたって、当

- 6) 引用文中に〔 〕内で示す語句は引用者による補訂である。漢字は可能なものについて当用漢字に直した。元号による年次は原則として本文中にのみ併記する。
- 7) 家族計画国際協力財團の方々には、同財團所蔵の錬桐文庫（館蔵書）の利用について大変お世わになつた。また、いちいち名前を挙げないが人口研の諸氏にも各種の御助力を戴いた。記して感謝の意を表したい。
- 8) 吉田1944は「質としての人口を問題の範囲外に置」き、「量としての人口」に限定し、「豊富なる文献を涉獵し」、「明治第Ⅰ期」（日清戦争以前まで）の「人口論」をまとめている。
明治、大正の「人種改良論」（優生論）は産児調節論の一つの源流となるものであつて、太田1976はこれを概観している。南亮三郎は量的・人口問題と区別して質的・人口問題を指摘したのは1901年イタリヤのペニーニに始まるとした（『人口大事典』1957年、p. 12）。
- 9) この設定は便宜的なものであるが、近代的な出生率の低下のおそれが意識されることを現代人口政策の開始と考えると、この時期がそれにあたるといえる。しかし、西欧先進国に比べ死亡率とともに出生率は依然として高水準であつて、西欧先進国並みの出生率低下は第2次大戦前には出現しなかつた。
- 10) 日本科学史学会編『日本科学技術史大系25、医学2』1967年、第一法規出版、p. 61—62による。

面の調査事項として次の八項目を決めた¹¹⁾。一. 乳児、幼児及学齢児童、二. 肺結核、三. 花柳病、四. 癲、五. 精神病、六. 衣食住、七. 農村衛生状態、八. 統計。これを決める際、永井潜委員は「ユーゼニツク」に関する事項を提議したが、「目下焦眉ノ急ニ属スル実際的ノ事ヲ調査シ著々改善スルヲ可トス「ユーゼニツクス」ノ如キハ余リ高尚ニ過クルノ感アリ要スルニ第七、八項ノ調査ヲ進行セハ自然永井委員ノ希望ヲ達セラル、コト、信ス故ニ該部門ヲ設クルノ必要ナシ」の意見もあり、とりあげられるに至らなかった¹²⁾。また、出生力の動向に関する事項は直接にはとりあげられておらず、柳沢保恵委員が第八項の「統計」が「万国衛生会議ノ「デモグラフキー」ニアル所ノモノ」であることを確認しているので、ここに含まれているものと考えられる。

優生問題が社会問題化するには、産児制限がある程度普及し、いわゆる逆淘汰の「現実化」、すなわち上流階層の出生力低下が生じていることが認識されることが必要と考えられるが、この時期はまだそれ以前の段階であって、出生率の低下が生じているかどうかが、その原因とともに論じられ始めた時期にあたる¹³⁾。

この調査会が優生問題を本格的に論じるようになるのは、1930（昭和5）年6月、調査会に民族衛生特別委員会が設けられてからであり（次節II—2—(5), p. 57参照）、これは、人口食糧問題調査会によって産児制限の一定の公認を含む「人口統制」が打ち出された直後のことである。

ともかく、保健衛生調査会は、農村保健衛生実地調査等をすすめ、その建議により、乳幼児保護事業等が開始、拡大されていき、この時期は「乳幼児保護の時代¹⁴⁾」の始まりとされる。

しかし、この一方で、明治期以来の過剰人口論¹⁵⁾はなお生きていたとみられる。

内務省に1918（大正7）年5月、救済事業調査会（のち社会事業調査会）が設けられ、1920（大正9）年には、同省に社会局が設置され、この時期は「社会事業の成立」期¹⁶⁾とされるが、この方面からも人口問題が検討された。

この間の政府の「人口問題」に関する認識を示すものとして、内務省地方局発行の『戦時及戦後に於ける列国の人団問題』（戦時列国地方資料第十輯、1919、大正8年1月、299p.）がある。これは、フランス、イギリス、ドイツにおける人口問題、人口政策の現状を示した文献を翻訳したものであるが、この「凡例」には次のように記されている。

- 一. 人口の減少は文明社会の通患と見るべく民族的競争の益々熾盛ならんとする今日に於て敗者の地位に落ちざらんことを希ぶ國民は最も真摯にこの問題を研究せざる可らず。……
- 一. 本邦は人口増加の高きのみならず、なお逐次増進の趨勢を示すが故に敢て悲観的論断をなすべきにあらずと雖之を仔細に研究すれば國民生活の実情は或は将来この難闘に遭遇することなきにあらざるを危ぶましむる者

11) 『保健衛生調査会第一回報告』1917年、前掲書、p. 62—64による。

12) 永井は1917年に日本優生学会を成立させたが、発会したのみで消滅した。（前掲書、p. 180）

13) たとえば、高田保馬「最近出生率減少に就いて」『経済論叢』9巻1号、1918年6月、二階堂保則「出生率に就いて」『統計集誌』第467号、1918年1月。

14) 毛利1972, p. 98—。

15) 吉田1944は「明治第I期」における主として移民問題に現われた人口過剰論の性格を次のように述べている。

「日本人口論にあっては、人口はこれを支うべき資料が有限なるを以てその増加の実現が抑止せらるべきものではなく、反対に、この資料が有限なればこそ過剰人口と貧困とに達するものであるから、この資料を拡大することによって過剰人口と貧困とを回避すべきものなのである。すなはちここでは人口増加は初めから無条件に擁護せらるべきものであることが前提せられているのである。」(p. 515) こうして、「過剰人口論」と「人口増加の擁護」とが両立して存在することが説明される。

16) 吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房、1960年、p. 241。

なくんばあらず。官民共に深く留意する所なかるべからず。

一、人口の増殖を図るに急にしてその手段方法を顧みざる如きは最も戒めざる可からず。若し誤て悖徳乱倫の所行を黙認する如き形跡あらんか。その弊害の及ぶ所計り知られざるものあらむ。猥りに賞を与へ保護を加へて只管其出産率を高めんとするが如きは更に考慮を要するところなるべし。

大正7年12月

内務省地方局

以上のように、第一項、第二項は「人口の減少」、あるいは「出産率」低下に対する強い恐れを示しているものであるが、第三項においては、「人口の増殖」の方策とくに「出産率」の上昇策についてはなお慎重な検討を要すとしている。

ここには、保健衛生調査会設置の背景になる考え方との共通性がうかがえ、死亡対策に力点を置くという方針のようにうけとれるが、人口増殖策に対して慎重なのはあるいは人口過剰の意識があったためかもしれない。

1924（大正13）年、帝国経済会議（社会部および社会拓殖部）（社会事業調査会の代わりとしてこの年のみ設置）において、「移植民保護奨励の方策」という答申が出されたが、この中に明確な過剰人口論が登場する。

本邦の国土狭隘にして物資に匱しきに拘らず人口は頗る過剰なるを以て政治、経済、社会の各方面より観察して、移植民の問題が刻下最重要にして、且つ速に根本的解決を要するものたるや論なし。¹⁷⁾

以上のように大正期の人口政策においては、吉田1944が明治第Ⅰ期について剔出した過剰人口論と人口増加の擁護の両立が変わらずにみられるのであって、出生率低下に対する認識の不十分さとあいまって、優生問題の認識は本格化せず、したがってまた人口問題との結合もみられず、その結果この時期には質的人口問題に相当する概念は登場しなかったといえる。

2. 人口食糧問題調査会の人口過剰論と人口統制方策（1927—1930）

（1）人口食糧問題調査会およびその人口統制方策の意義

1927（昭和2）年7月勅令により内閣に人口食糧問題調査会が設置された。この背景には、1918（大正7）年の米騒動、産児制限運動の発展、アメリカ合衆国移民法改正による日本人移民の締め出し、1927年の金融恐慌等によって人口問題が国民的関心事になった¹⁸⁾ことが挙げられる。この調査会は人口を主要な課題とした政府の機関としては最初のものである¹⁹⁾。

17) 大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑』大正14年版、p. 3による。

18) 人口食糧問題調査会『人口問題ニ関スル世論』1928年は1922（大正11）年以降1928年1月に至る人口問題に関する論説を収集し、主張の大要を掲載していて、貴重である。

日本の人口問題が世界の注目を集め、Thompson 1929によって世界平和の危険地域であるとされたのもこのころである（石井1937、p. 44）。トイバー1964は石井1937に拠り1920年代を日本における「人口問題の形成期」、「人口政策の形成」の時期としている（p. 394）。

19) 人口食糧問題調査会は昭和2年7月7日から昭和5年4月10日までの3年足らずの短い期間に非常に活発な活動をし、22の刊行物を発刊したと記録されている。これ以外に『産児制限ニ関スル調査』などのマル秘資料も残している。

この刊行物の中には調査会の活動に関して次のようによく整理された記録が含まれている。

資料1：1928（昭3）年2月『人口食糧問題調査会ニ於ケル内外移住方策及労働ノ需給調節ニ関スル方策ノ決議答申ニ至ル経過並ニ議論ノ要点』74 p.

資料2：1930（昭5）年4月『人口食糧問題調査会人口部答申説明』164 p.

資料3：1931（昭6）年3月『人口食糧問題調査会要覽』158 p.（次ページに続く）

この調査会には「人口問題ニ関スル対策殊ニ我国ノ現状ニ鑑ミ急速実施ヲ要スト認ムル方策如何」と「食糧問題……(同上)」の2つの諮詢が付議され、それぞれ、人口部と食糧部に分れて審議された。

人口問題に関する諮詢には次のような「説明」が付されている。

我国ノ人口ハ累年増加シ、其ノ密度ハ益々高カラントスル趨勢ニ在リ。凡ソ人口ノ増加ハ国力ノ増進ニ資シ国家隆興ノ基調ヲ為ス所以ナリト雖モ、国土狭少ニシテ天然資源ニ匱シク、而モ産業經濟ノ発達未ダ不充分ナル我国ニ在リテハ、人口稠密ノ度ヲ加フルニ隨ヒ労働ノ需給均衡ヲ失シ国民生活ノ不安ヲ招徠スルノ虞アリ。斯クノ如キ状勢ニ鑑ミ我国人口ノ増加ニ對スル根本方策ヲ樹立スルコトハ刻下喫緊ノ要務ナリト認ム。仍テ茲ニ本案ヲ提出シ之ニ對スル意見ヲ求ム。(資料3, p. 49)

この“人口過剰論”は、「国土狭少ニシテ天然資源ニ匱シク」という明治以来のものに加えて、「産業經濟ノ発達未ダ不充分ナル我国ニ在リテハ、人口稠密ノ度ヲ加フルニ隨ヒ労働ノ需給ヲ失シ国民生活ノ不安ヲ招徠スルノ虞アリ」という認識が加わっている点が特徴的である。しかし、「人口過剰」に当る語句は直接的にはみられず、「人口増加の擁護」の性格ももっているようにみられる。この諮詢に対して、人口部は次のように6つの答申と1つの決議を出していく。

1927(昭和2)年12月、「内外移住方策」、「労働ノ需給調節ニ關スル方策」。

1928(昭和3)年9月、「内地以外諸地方ニ於ケル人口対策」。

1929(昭和4)年12月、「人口統制ニ關スル諸方策」、「生産力増進ニ關スル答申」

1930(昭和5)年3月、「分配及消費ニ關スル方策答申」

1930(昭和5)年1月、「人口問題ニ關スル常設調査機関設置ニ關スル建議」

これらの中には、「小作制度ノ改善」(食糧部では「自作農ノ創定維持」とされた)、「最低賃金制度、各種社会保険等生活保障」、「失業保険」、「株主配当並重役賞与ノ制限其他分配ノ公正」、「不勞所得ノ制限……ヲ目的トスル税法」、「生活必需品ノ供給ニ於ケル独占並価格協定ニ對シ監督ヲ嚴ニスルコト」等の提言が含まれている。(資料3)

これらの答申の中で人口政策の中核として、また、人口資質概念と関わって注目されるのは、「人

これらの記録はあまり紹介されず、調査会の意義について十分な検討はなされてこなかったようにみうけられる。(以下、上記のものの引用においては資料1などと記す。)

人口食糧問題調査会の活動が今日に至るまで充分知られていない理由は、次の人口過少論、人口増殖政策の時代を経たことがひとつ的原因と思われる。たとえば、1938(昭和13)年1月、第73回帝国議会貴族院で男爵浅田良逸は質問の中で次のように述べている。

……國力充実の根底ヲナン民族發展ノ原因デゴザイマス所ノ人口増殖ノ問題ハ現下ノ非常時局ニ於テ何ヨリ大切ナコト考ヘルノデテリマス……人口増殖奨励ノ問題ニ付キマシテハ幾多ノ調査研究ヲシナケレバナラヌ事項ガアルニ相違アリマセヌ。……過去ヲ顧ミマスレバ、昭和二年以来昭和五年ノ間、人口問題調査委員会ト云フモノガ設置セラレテアツタヤウデゴザイマスケレドモ、其ノ記録ヲ見マスレバ、遺憾ナガラ殆ド会合モ開カズ大ナル成績ヲ挙グルニ及バズシテ終末ヲ告ゲタ。アノ様ナモノデナク、全ク積極的ニ如何ニシテ國家ノ繁栄ヲ企図スルノカノ新旗幟ニ立チマシテ、其ノ活動ヲ促マンタナラバ如何デアルカ、何卒人口増殖奨励ニ關スル厚生大臣ノ御抱負ト結論トヲ伺ヒタイノデゴザイマス。

(人口問題研究所『人口問題研究所沿革略』1939(昭和14年)9月(謄写刷)による)

その時代の課題に添うような成果ではなかったということから、「殆ド会合モ開カズ大ナル成績ヲ挙グルニ及バズシテ終末ヲ告ゲタ」とされたのである。

人口増強策の打ち出される直前、ロンドンで出版された石井1937による評価を経て、戦後トイバーがこれを比較的正當に評価している(注22参照)のは皮肉である。

口統制ニ関スル諸方策」である。以下、これについてやや詳細に検討する。

人口統制ニ関スル諸方策

人口ノ民勢的状態健全ナル場合ニ在リテモ之ニ統制ヲ加フルニ非ザレバ國力ノ發展、産業ノ振興ハ其ノ万全ヲ期スルヲ得ズ。之ヲ我国人口ノ動態ニ徴スルニ死亡率甚ダ高クシテ未ダ其ノ低減ノ傾向ヲ認ムルコト能ハズ。而モ出生率更ニ著シク高クシテ其ノ結果人口ノ自然増加ノ率ハ高率ヲ示シ所謂多産多死ノ畸形態ニ属ス。此ノ状態ハ大都市ニ比シ地方農村ニ於テ甚シク、又一般ニ生活程度低キ社会ニ於テ然ルヲ見ル。殊ニ乳児幼少年及青年ノ死亡率高ク為ニ国民ノ平均余命短ク生産年齢期ニ於ケル人口ノ割合他国ニ比シ少ク、就中青年女子ノ死亡率男子ニ比シテ高率ヲ示スハ誠ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ。上述ノ状態ヲ改善シテ数及質ノ上ニ於テ健全ナル人口状態ヲ実現スルハ我国人口問題解決上一日ヲ緩ウスルヲ得ザル最緊要ノコトニ属ス。

以上ノ見地ヨリ人口対策上緊急実施ヲ要スト認ムルモノ左ノ如シ。

- 一 社会衛生ノ發達、國民保健ノ向上ヲ図リ特ニ結核防止ニ努ムルコト。
- 二 地方農村並ニ都市労働者住居地域等ニ於ケル衛生保健施設ニ特ニ力ヲ致スコト。
- 三 女子体育ノ奨励、女子栄養ノ改善ヲ図ルコト。
- 四 保健衛生上ノ見地ヨリ女子職業ニ関スル指導ヲ行フコト。
- 五 女子及幼少年者ノ労働保護並ニ幼年者酷使ノ防止ニ遺憾ナカラシムルコト。
- 六 母性保護及児童保育ニ関スル一般的社会施設ヲ促成スルコト。
- 七 結婚、出産、避妊ニ関スル医事上ノ相談ニ応ズル為メ適當ナル施設ヲ為スコト。
- 八 避妊ノ手段ニ供スル器具薬品等ノ頒布、販売、廣告等ニ関スル不正行為ノ取締ヲ励行スルコト。
- 九 優生学的見地ヨリスル諸施設ニ関スル調査研究ヲ為スコト。

この答申の重要性について、資料2は次のように述べている(p. 117)。

「人口統制ニ関スル諸方策ニ付テハ、特別委員及起草小委員ノ間ニ於テモ種々ノ議論アリタルモノニシテ。且本問題が一度成文ノ答申トシテ、社会ニ公表セラルニ至ラバ其ノ影響スル所大ナルベキノミナラズ。誤解ヲ招クノ虞又少ナカラザルベキニ依リ、特別委員及起草小委員ノ会合ヲ重ヌルコトモ最モ多ク、特ニ慎重ニ討議セラレタリ。」

實際、1928(昭和3)年7月から1929(昭和4)年1月にかけて人口部特別委員会3回、小委員会(委員、福田徳三、永井享、永井潛)4回が開かれ、答申案A～F 6案が順次討論されていった。(以下断わらない限り、資料2による)

(2) 人口統制方策における人口増加の擁護

この答申の第1の特徴は、「人口増加の擁護」という性格を依然としてもっているということである。この点は、諮詢の「説明」と同様である。次のように、前文において、人口増加率の高さそのものは問題にされていない。

我国人口ノ動態ニ徴スルニ、死亡率甚ダ高クシテ未ダ其ノ低減ノ傾向ヲ認ムルコト能ハズ。而モ出生率更ニ著シク高クシテ其ノ結果人口ノ自然増加ノ率ハ高率ヲ示シ、所謂多産多死ノ畸形態ニ属ス。

このように、多産多死型であることが問題であるとされているのである。永井享委員によつて用意された最初の案である「人口統制A案」(以下A案)では、「我国人口ノ出生率甚ダ高ク、従テ死産率及嬰児死亡率ノ甚ダ高キコト他国ニ多クノ比類ヲ見ザルヲ以テ……」というように出生率の高さは死

産率、乳幼児死亡率の原因とみなされているといえる。したがって、出生率の低下によって、死亡率の低下をもたらし、その結果自然増加率の高さを維持するという考え方方が背景にあったものといえる。

福田委員執筆による「C案」では、この点が明確に示され「此ノ畸形態ヲ改善シテ、出生率必ズシモ高カラズ而モ死亡率更ラニ低キニヨリテ、自然増加率ノ高キヲ支持スル健全ナル人口状態ノ実現ヲ期スル……」と自然増加率は高いことが望ましいものとされている。

さらに、「A案」には、次の項がある。

「人口増加率ノ一高一低ハ何等直接過剰人口ノ有無増減ヲ意味スルモノニアラズ、特ニ人口増加ノ一般的傾向ニ周期的、回帰的変動ノ伴フコトハ我国人口ノ増加率ニ徵シテ顯著ナル所以ヲ國民ニ周知セシムルコト。」

これは、むしろ、現在人口増加率が高くとも将来を見通すと過剰人口ではないという趣旨といえる。これに統いて、「所謂一家二児制ノ如キ慣行ハ、人口過少ノ結果ヲ招キ民族衰退ノ運命ニ陥ル虞アルベキ所以ヲ國民ニ周知セシムルコト。」という項がある。産児制限の普及によって、人口減少がもたらされるおそれがあることが強く意識されていたものといえる。

(3) 避妊の公認と人口増加の擁護

答申の第2の特徴は、第7項に「避妊」のための施策が明確に入れられたことである²⁰⁾。石井1937によれば、「“合理的な”産児調節が支持された。」(favoured the “reasonable” practice of birth control, p. 239)

以下、避妊の公認の理由、いいかえると公認の範囲あるいはその性格を検討しよう。

人口統制に関する答申の検討の始まりは、1928(昭和3)年7月13日の第15回人口部特別委員会である。資料2は当日の議事について次のように記している。(p. 33—34)

本日ハ優生運動産児制限問題ニ付社会局側幹事ノ説明ヲ聴取シ審議セムガ為ニ会合セリ。先づ川西幹事ヨリ
一 産児制限ノ是非ニ関スル世論ノ傾向

二 産児制限国際協議会

三 各国ニ於ケル産児制限ノ傾向

四 我国ニ於ケル産児制限運動ノ現況

五 産児制限ト優生問題

ニツキ詳細ナル説明アリ。次デ増田嘱託ヨリ産児制限ノ器具等ニツキ説明アリ。各委員ノ間ニ種々意見ヲ交換シタル結果、長岡委員ヨリ、『本日ノ議論ノ内容ハ之ヲ要約スルニ(一)優生学的見地ヨリ或種ノ法律的制限或ハ宣伝ニヨル制限ヲナスコトノ是非、(二)産児制限ヲ人口問題トシテ提唱スペキヤ否ヤ、(三)産児制限是非ノ根本問題ニハ触レズトモ現在ノ産児制限ノ相談所販売器具薬品等ニツキ取締ヲ加フル必要アリヤ否ヤ、ノ三点トナル故、コノ各点ニツキ審議シテハ如何ト提案シ、藤村委員長ヨリ、永井潜、永井享、福田徳三ノ三委員ヲ小委員ニ指名シ、更ニ審議ヲ進ムルコトトセリ……

当日の議論の3点の集約は論議の出発点を物語っていて興味深い。社会局側幹事、川西の説明がどのようなものであったかは推測するしかないが、この会合のすこし前の2月に、同会嘱託増田重喜

20) 調査会が解散された次の時期に属する資料であるが、当時の避妊の扱いは次のようなものであった。

「日本では避妊を直接に禁止する規定はないが、その方法の説明、器具、薬品の頒布には、売薬法、有害避妊用器具取締規則〔昭和5年12月内務省令〕、治安警察法、広告物取締法等によって制限または取締を受けている。」(『産児調節』の項『大百科辞典』平凡社、1932年、p. 62) また、注25) 参照。

(抱村) 執筆による『産児制限ニ関スル調査』(秘の印あり) が同会により印刷されており、その内容からみて、この会合での報告の有力な資料として使用されたものとみられる。

この資料の中で、増田は最後に「産児制限ニ関スル国家ノ方策」として、次のように述べている。

産児制限ニ対スル方策トシテハ、次ノ諸項目ニ亘リ考察スペキモノト思フ。

(一) 産児制限ヲ目的トスル営業者ノ許可、及取締リ。

(二) 避妊及流産ヲ目的トスル有害ナル薬品、及器具販売ノ取締リ。

(三) 無害ナル産児制限方法ニ関スル認許。

(四) 下層民、貧困階級ニ於ケル産児数多キ婦女ニシテ、境遇上産児ヲ制限セント希望スルモノニ対シ、相談ニ応ズル相談所ノ設置。

(五) 営利ヲ目的トセズシテ産児制限ニ関スル具体的説明ヲ以ツテ臨ム社会運動者ニ対スル取締リ方法。

ここには、議論の論点のやや立ち入った提示がみられる。

さて、この資料は、産児制限に関する各種の否定、肯定の「思想」を分類し、「否定する思想」についてはその反論をも紹介し、産児制限に関して全体的に見て肯定的な態度をとっている。なかでも、オランダの公認の避妊相談所の普及について次のように強調しているのが特徴的である。

「和蘭ニ於テ産児制限運動ガ社会事業トシテ皇室ヨリ認メラレ、一層下層階級ニ対シ産児ヲ制限スルコトニ依リ母性及児童ノ健康増進ニ努力シテ來タ結果トシテ、一八八一年以降、アムステルダム市、ハーフエン市、ロッテルダム市ニ於ケル一般死亡率並ニ乳児死亡率ノ著シキ低減ヲ示スニ至ツタノデアル。出生率ハ三市トモ低減シタノデアルガ、併シ其ノ低減ノ割合ヨリモ乳児死亡率ノ低減ニ至リテハ真ニ驚クニ足ルモノガアル。」
(p. 29) 「人口ノ自然増加率ハ今日ニ於テモ世界第一位ヲ占メテ井ル」。(p. 3)

以上のように、産児制限公認の第1の理由は、さきにもふれた「健全」で効率的な人口増加のためであるといえる。

(4) 避妊の公認と貧困者対策

第2の理由は、増田の提起した方策の四「下層民、貧困階級ニ於ケル産児数多キ婦女ニシテ、境遇上産児ヲ制限セント希望スルモノニ対」する、貧困者対策²¹⁾・社会政策的観点からのものである。

最終答申であるF案の直前のE案においては、「遺伝的悪疾ヲ有スル者其ノ他社会的衛生的見地ヨリ必要アル者ニ対スル避妊、妊娠中絶及絶種的手術ヲ認容スル法規ヲ定ムルコト。」という項があり、産児制限が遺伝的観点からだけではなく、「社会的衛生的見地」からも公認されようとしていた。答申においては、この項が削除されたが、その代り前文に「多産多死ノ畸形態」について「此ノ状態ハ大都市ニ比シ地方農村ニ於テ甚シク、又一般ニ生活程度低キ社会ニ於テ然ルヲ見ル。」の一文が加えられた。このことから、最終答申においても、事実上、社会的衛生的見地を含む広い見地からの産児制限が認められたと解釈できる²²⁾。

21) 貧困の原因を過剰人口と見る立場からの「救貧対策」等とは区別される。

22) このことと関連して、トイバーの次のような指摘が想起される。「〔答申〕は産児調節の『合理的な』普及……を提案した。……当時の状況は家族計画の普及に好都合であった。もし政府の財源が〔調査会〕提案の諸答申を実行するためにひきだされていたならば、出生率の自然の低下は促進されたであろう。」(トイバー 1964, p. 396)

答申案作成の3委員の人である永井享の次の意見²³⁾は、この社会政策的観点からの産児制限支持論の内容をよく示していると思われる。やや長いが、引用しておく。

産児制限にせよ遺伝統制にせよその事自体が不自然であり不道徳であると一概に考えてしまつてはならぬ。殊に産児制限を行う人々や遺伝統制の行はるべき人々の社会的環境をよく考慮せずして事の当否を判断してはならぬ。……

人として育児の責任を完うし得えず又人らしい育児の方法を講じ得ぬやうな社会的環境の下に置かれた人々にとつては産児制限が自衛のための権利とこそなれ何等責むべき罪悪とならず、又かかる環境の下に置かれぬ〔る〕人々に対しての責任でこそなけれ自らの社会に対して採るべき最善の方法であらう。社会がかかる環境の下に置かれた人々に対して尽すべき責任のあることは勿論である。帰するところ産児制限——産児調節又は産児統制——その事自体においては苟もその手段が合理的であり科学的であり且予防的である以上何等非難すべきものとは思はれぬ。産児制限その事自体が何等不自然のものでもなければ不道徳のものでもなく、寧ろその事を行う人々の社会的環境のいかがによつては自衛上の権利ともなれば道徳上の責任ともなるのであらう。が、しかしかくいう半面にはその事を行う人々の環境や動機に又その事を行う結果や影響に事の当否を決する条件がかかつてゐる。それ故に産児制限を実行上の問題として又人口対策として見るときには考慮を要する幾多の案件が横たはって問題はそこにある。……

嘗て貧しい人々に強い壯丁や庶い労働を提供せしめながらその人々の生活を顧みずして怪まなかつた時代には人口の増殖産児の奨励が唱へられ、今や働く人々の職業や貧しい人々の生活に対して社会は何等かの施設を行はねばならぬ時代となれば人口の調節、産児の制限が説かれるというのはいかなる見地よりも考慮を要する事であらう。……

とはいひ、世の文明が進み人の理智が高まり一国の富が増してくれば有産階級から無産階級へとその国の人口の社会的、理智的制限がおのづから行はれて、……死亡率の低減……にも拘らず出生率が低下してそのため人口増加率も減退すれば……その結果は遂に人口の停滞とも減少ともなり一国の存亡にも民族の死活にもかかわることとなろう。……或る論者は増減なき人口を維持せんためには一人の妻に三・七人の子を必要とするという。……さればこそ多産多死の我國の今日においてさえ産めよ殖えよの標語の下に産児制限を呪咀する学者があるのであらう。……

我国の現状に鑑みて国家は産児制限の問題にいかなる態度を持つべきかといふに、先にも論じた如く国家や公共団体の任務としては産児制限よりも育児保全に関する社会的施設に力を致すべきであるが、しかし産児制限の手段用具についての取締を行ひ有害又は無効のそれが頒布せざらんことに意を用い間接に指導の任に当るべきことは少くとも今日の国家が負うべき責任であろう。一般国民就中無産階級の人々に向つて産児制限と育児保全とに関する誤らざる知識を普及することは社会の負うべき責任であろう。……遺憾ながら育児の責任が完うし得られない限りはその限度において産児の制限を行う必要がある。……

我国の今日は多産を奨励すべき時期でなくして多死を防止すべき時期であり、そのため多産を抑制すべき時期である。しかし人口の繁殖は人類として又民族としての死活条件であり社会として又国民としての存亡条件でもある。もし人口の繁殖を無視して産児の制限を行へば必ずや人口の過少とならう。もし又育児を等閑に附して人口の増殖を期すれば必ずや人口の過剰とならう。

以上のように、産児制限を支持するのは過剰人口対策としてではなく、職業や生活に対する社会の施策が不十分である条件の下での防衛のための権利であると考えられており、その点では人道的であるといえるが、反面人口増加が大前提とされており、その限界内で認められるものとされている。

23) 永井享、「附論第四 産児制限論批判」『日本人口論』1929（昭和4）年1月。これが刊行されたのは最終答申案が決定された直後にあたる。

この論には、増田のいう産児制限運動内の「社会運動者ニ対スル取締リ」につながる意図も含まれているが、いうまでもなく、当時の産児調節運動の発展²⁴⁾を強く反映している²⁵⁾。

(5) 優生対策の公認

産児制限公認の第3の理由は優生学的見地で、このことは答由第9項に明示されているが、優生問題の観点はこの答申成立の重要な要件であって、本答申の第3の特徴といえよう。

人口食糧問題調査会はその活動の開始にあたって人口問題については11項目の調査項目を決め、各項目に対して答申を出していったが、この「人口統制」に関する答申に対する調査項目は当初「産児制限ニ関スル調査」とされていたが、後「優生運動ニ関スル調査」改められた²⁶⁾。このことにも優生問題の比重がうかがえる。この答申における優生学的見地の比重を示す「人口統制」という表題について、「答申の説明」において次のように述べられている（資料2, p. 118）。

本表題ハ、当初永井享委員提出、私案（前出統制A案）ニハ「人口調節ニ関スル方策」トアリ、又永井潜委員提出の私案（前出統制B案）ニハ「優生問題ニ対スル答申案」トアリシガ、福田委員作成、綜合案（前出C案）ニ於テ「人口統制ニ関スル諸方策」ト改メラレ、之ニ落着シタリ。茲ニ人口統制トハ、所謂産児制限ト異ナリ必ズシモ人口数ノ制限ヲ意味スルモノニ非ズシテ²⁷⁾、死亡率ノ低減、平均寿命ノ延長等ノ積極的意義ヲモ包含シ、且単ニ人口数ノ問題ノミナラズ、優生学的見地ヨリスル人口ノ質ノ向上ヲモ意図スルモノナリ。即チ本答申前文示スガ如ク、数及質ノ上ニ於テ健全ナル人口状態ヲ実現セシメントスル方策ヲ括シテ、人口統制ニ関スル諸方策ト謂イタルモノナリ。

「人口統制」の意味するところは上のように、「多産多死ノ畸形態」の改善と「優生学的見地ヨリスル人口ノ質ノ向上」のほぼ2点につくられるのであって、「人口数ノ制限ヲ意味スルモノニ非ズ」である。「数」にあたるのが前者であって、「質」は後者にあたり、「数及質ノ上ニ於テ健全ナル人口状態ヲ実現セシメントスル」のである。永井潜によるB案は「優生問題ニ対スル答申案」と題して前文で、「人口問題ハ、単ニ数ノ問題タルノミナラズ、實ニ質ノ問題タラザルベカラズ」とし、死亡率対策にほとんど全く触れていないのが特徴的である。

ここで、「人口ノ質」の概念の登場とそれが「優生学的見地ヨリスル」ものであることに注意を払っておきたい。

このような優生学的見地が「人口対策」に登場した背景としては、第1に、出生率の低下が認識さ

24) 太田1971, p. 136—185.

25) 当時の状況について労働科学研究所の暉峻は次のように評している。

「かくの如くにして産児調節はわが社会に宣布されつつあるのである。而も大都會に於ては産児調節に関する器具用品は既に薬剤師、洋品店、小間物店の店頭に列べられ、公衆の注意を喚起しつつあるのみならず、産児調節相談所又はその類似機関が漸次出版物により又は通信宣伝によって全国的活動をなしつつあるのである。然るに、この問題に対するわが当局者の態度は、徒らに警察力によるこれらの宣伝又は宣伝者に対する取締を行い、全く警察力による圧迫によってこれを防止せんとする以外、何等策のほどこすべきを知らず、産児調節に関する当局の見解は頗る漠然たるものであって、社会政策、人口政策、又は社会民族の現在並に将来よりする本質的なる考慮を欠如しているのは誠に遺憾とすべきであると思う。」（暉峻1926）ここには次にふれる優生学的見地も含まれている。

26) 永井潜は調査会の発足から5ヶ月おくれて、12月から人口部特別委員に指名された。資料1, p. 8, 15.

27) ここにみられるように「産児制限」とは「人口数ノ制限」を含むものと解されている。永井享、永井潜、が「産児制限批判」と称するひとつの重要な理由とみられる。しかし、厳密に区別されたわけでもないので本稿では、単なる避妊、堕胎（当時刑法によって禁止されている）そのものを指す。

れ、その原因はなお論争中であったが、主要には産児制限の普及によるものであるという認識はすでに有力になっており²⁸⁾、したがって、同時にとくに「上流階級」における出生率低下が現実に「立証」されるようになっていたことである。

前出増田執筆『産児制限ニ関スル調査』(1928年, p. 12) では次のように述べられている。

人口問題ノ見地ヨリ産児制限ヲ批判セントセバ、次ノ事実ヲ考慮セナケレバナラヌ。即チ

1. 上流階級ノ人口現象ニ於テ其ノ出産率ガ漸減シテ井ルコト。

2. 人口ノ増加ト云フハ社会階級全般ニ涉リテノ増加デナクシテ、中流階級以下ノ下層階級人口ノ激増デアルコト。

コノ現象ハハンチングトン氏及ホイットニー氏等ガ単ニ米国ニ於テノミ見タ憂フベキ事実デナクシテ、マタ実ニ我が日本ニ於テモ当面ノ問題トシテ危憂スペキ現象デアル。而シテ此ノ現象ヲ立証スルニ足ル統計資料ヲ、日本ニ於テ調査セラレタルモノノミニ就キ次ニ示セバ(傍点、引用者)

として、12の統計を示している²⁹⁾。

こうした上流階級の出生率の低下をもって、永井潜らは「優秀な素質を有する者が退いて、優秀ならざる素質の者が跋扈」する結果を生む「逆淘汰(contraselection)」の現れとみなし、「遺伝学の知識に依り優生学の運動に従って、この大なる問題を解決しようとする³⁰⁾」のである。

こうして、永井享のA案では「優生学的見地ヨリスル産児統制乃至遺伝統制ハ、国民保健ノ向上並一国生産力ノ発展上ニ資スル所多カルベキヲ以テ、之ガ調査研究ヲ獎励スルコト。」とされ、さらに永井潜のB案では、「医学的優生学的見地ヨリ、合法的ノ妊娠中絶ヲ行ヒ、及至避妊法ヲ教ユルコト」とされたのである。C, D, E案では合法的産児制限の目的の範囲が広げられ「社会的衛生的見地」が追加され、しかし最終的にはA案に近い「優生学的見地」からの対策の「調査研究」に落ちつくのである。

この答申をうけて、人口食糧問題調査会が1930(昭和5)年4月10日解散された直後、保健衛生調査会はその総会の決議に基き6月24日民族衛生特別委員会第1回会合を催し、次のような調査項目に

28) 噴峻1924は、当時出生率の低下について各方面からの検討を加えた上で、次のように結論している。

「出産率減少の傾向が、わが国人口統計上に現はれ出していることが事実である。……日本に於ける女子婚姻年齢は大体に於て、出産率を促進すべきやうな方向に変化して来たにもか[か]はらず、実際に於ては、出産率は減少の傾向を示して今日に至つた。だからして婚姻年齢の方面からも、最近出産率減少傾向の原因を説明することは出来なかつた。……わが民族は、最近に於けるわが邦の個人主義的乃至資本主義的人生観の発達から、各々その社会生活の環境に相応して、各自の生殖意志と増殖力との上に、何等かの方法によつて、ある制限を加えることを希ふやうになって來た……、わが民族の増殖力の理性化、又は現代に於ける性欲生活の理性化を以て最近出産率減少傾向の原因と見ることは、誤りではないと思ふ。」(傍点略) なお、著者は永井潜、高野岩三郎によってこの稿の校閲を受けたことを付記している。

29) 東京市智識階級婦人ノ出産率ニ関スル調査(昭和二年九月公表、東京市磯村氏調査)、大正二年東京市内區別出産児数調査(高田保馬氏調査)、大正三年神戸市ニ於ケル同氏ノ同様ノ調査、大正十四年東京市四谷区ニ於ケル貧富別ニ依ル出産児数調査(東大社会学研究室調査)、同区別、職業別出産児数調査、使用者婢僕数階級ト出産率トノ関係(東京市磯村氏調査、明治41、大正9、13年)、大正十五年小石川区ニ於ケル階級別出産率調査(東京市磯村氏調査)、同疊数別出産率、東京市内ノ細民ニ関スル調査(大正九年十二月東京市社会局公表)、細民集団地区調査(大正十一年十二月社会局第二部公表)、細民生計状態調査大正十二年二月公表社会局第二部布川嘱託調査)

30) 永井潜1928, p. 153. これは、永井潜が人口食糧問題調査会の特別委員に加わる直前、1927(昭和2)年12月1日に行われた講演によるものである。篠崎1974(p. 10)はこの講演会における議論について「量的の産児制限という言葉は嫌っていたが質的な産児制限、または人口調節ということは、かなりの合意が認められる」と指摘した。

基く意見交換を行い、その後、産児調節、優生問題に関する調査活動を進めていった。

- (1) 民族素質の改善に関する事項
- (2) 優性及び劣性遺伝の法則に関する事項
- (3) 不良素質者、悪質遺伝者繁殖防止に関する事項
- (4) 人口と社会保健問題並にその交渉範囲に関する事項
- (5) 産児調節に関する事項
- (6) 国民体質に及ぼす環境の影響に関する事項
- (7) 民族衛生調査機関設置に関する事項
- (8) その他民族衛生に必要な事項

この特別委員は永井潜ら11名で構成されている。この活動は次の民族優生法、国民優生法立法化の動きにつながっていく。

一方、実際の産児調節指導にもこの答申は及んでいく。内務省官僚で東京都社会局長であった安井誠一郎は『社会問題と社会事業』(1933年)の中で、「社会事業としての産児制限」について次のように述べている(p. 164)。

産児制限が救貧政策として用ひられる限りに於て賛成し得られない……。然しが優秀なる児童を希望する事は切なるものがある。故に若しプロレタリア階級が貧困なる事情の下に多数の子女を生産する事は、仮令出生後に於ける國家の保護があるにしても尚且養育の不完全、保健衛生の不備等のために、先天的に不具・疾患を多くすることとなる。これその子女の多数なるに依つて貧困の状態を更に悪化せしむるのみでなく、児童自身にとつても極めて不幸の事と云はねばならぬ。同時に国家社会の負担を増加することは云ふ迄もない。その意味に於て産児制限が適当に指導される事は極めて時宜に適してゐることと思ふ。(傍点引用者)

安井はこれを「優生学的根拠」としている。産児制限を実際上の貧困者対策として肯定する場合に、人口過剰論の立場をとらない、人口量を制限する意図がないことを明示し、むしろ国家にとっては「優秀なる児童」を保障するものとして優生学的見地が採用されたものといえる。「今後国家或は地方自治団体に於て、社会事業・社会政策の見地から産児制限を陰に陽に指導する立場に立つべき者」に与えられたこの指示はその意味で興味深い。

今日にいいう“母子保健対策”的一環としての産児制限が「先天的」障害につながるという限りで優生対策として公認されたものといえるが、その論理は第2次大戦後の優生保護法の妊娠中絶公認の場合の論理と類似のものがある。

以上のように、産児制限公認の理由は3つあったと考えられるが³¹⁾、人口増加という前提のもとで

31) 以上のような産児制限肯定の3つの理由は程度の差こそあれ、当時の産児制限運動ももっていた要素である。優生学的な観点についてはたとえば、サンガー夫人が日本を離れた1922(大正11)年4月の直後、東京で石本夫妻、医師加治時次郎、馬島飼、早大教授安部磯雄、総同盟松岡駒吉らによって設立された産児調節研究会の設立趣意書には次のような一節がある。(太田1976, p. 136-137. 語句は暉峻1926によって訂正。)「夫婦孰れにか悪疾を保持する場合、父母たるの資格を欠く場合に於て子女の出生を全然阻止することも必要のことであらねばならぬ。」(1922年5月)このことに関して、暉峻1926は次のように指摘している。「わが社会に於ける産児調節運動の代表者と看なさるべき人々は、みな新マルサス主義の上に立ち、これに優生学的見解を附加したる立場に於て、産児調節を力説しつつあると云つてよいのである。」(p. 169)少くとも、産児調節運動が、市民権を得るための一つの手段として一部に優生学を援用したものと考えられる。産児制限運動の中に一部優生運動が含まれていたのはわが国だけのことではない。なお、注36)参照。

当時の死亡率の高さからみて第2の貧困者対策としての余地すらほとんど存在しないと見られ、結局、第3の優生対策の見地に収れんしていったとみられる。

人口統制の答申がつくられる直前1927（昭和2）年内務省の社会事業調査会は決議「児童保護事業に関する体系」の一節で次のように主張している。

我邦人口の激増と過剰の事実より考察し往々児童保護問題の対策を忽にする者なきにあらざるも、該事業は国民の質の改善を目的とするものにして、人口の量の問題解決と混同すべきに非らざるや論なし³²⁾。

ここには、「児童保護問題」ひいては「救貧政策」が人口の量対策という形で論じられることに対抗するという性格がみられるが、結局、優生論以上に人口の質論を拡大しえないで優生対策を援用していくことになった点に、当時の社会事業の力量が示されているといえよう³³⁾。

(6) 優生運動と産児制限

ここで注意しておかなければならぬのは、優生運動側は、産児制限全般に対しては強い反対の立場に立っていたことである。

永井潜1928は、産児制限論者の「救貧」という理由については、「人数が殖えれば民衆が貧乏になると云ふ理窟も、一見尤ものやうであるが、併ながら世の中に貧乏の起る原因是、社会民衆の頭数に依つてのみ決定されるものでない、其他に幾多の重要な貧乏の原因を見出すことが出来る。」と否定し、『少なく産んで良く育てなければならぬ』との主張に対しては、「長子次子と三子以下の子供とを比較して見るに、低能者はむしろ長子次子等が多い」とし、わが国の出生率も他の文明国と同様の低下を見るおそれがあるので、「我等の美風たる家族主義の保持に努力し、子供を欲すると云ふ心理……が何時迄も衰へないやうにしなければならない。……子供を持った者が安心して子供を育て得るやうな社会政策……を国家として攻究もし運用をする必要がある。」としているのである。

しかも、「殊に我日本の如く国土の狭小であり人口は稠密で〔あ〕つて而かも生産率増加の高い國柄としては愈々益々数と同時に質の点に十分なる考慮を払って、優秀なる性質の者が数多く殖え劣悪なる素質の者の増殖を防止すると云ふ方針を以て、この重大なる問題を解すべき方策を立てなければならぬと思ふのであります。」(p. 152) というように、”人口過剰”を解決する一環として質対策が必要という趣旨さえうかがわれ、結局、出生率の高さが擁護されているのである。

人口食糧問題調査会の解散された年、1930年11月30日、日本民族衛生学会が創立されたが、その設立趣旨書で理事長永井潜は次のように述べている(『民族衛生』1巻1号、1931、昭和6年3月による。)

32) 中央社会事業協会『社会事業年鑑』昭和8年版、p. 48.

33) 社会事業における優生学の浸透については、谷山恵林『日本社会事業史』(1950年—内容的には「大正デモクラシー期になったもの」吉田久一注16) 前掲書 p. 12) の「緒論」に社会事業の対象となる疾病、貧困、犯罪についてそれぞれ次のような記述があるのがその一例となろう。疾病予防のため、「優生学の原理により人種改良に思ひを廻らすべく、結婚問題に考慮を要し……」「貧困を真に廃絶せんと欲するならば、ここにも一は優生学を応用して惰民、虚弱者、精神薄弱者を作らしめざると共に、……」「優生学を応用し且つ教化矯風により環境を改善することは犯罪方面に於ても重要な建設的方法となっている」。このような優生学の重視には、当時のスラムにおいて先天的梅毒が多く報告されていた実情もあり、誤まって遺伝的病気と考えられていたものがあったことにもよるとみられる。

今や新マルサス主義サンガー主義は世界を風靡し、諸文明国民族の生物学的勢力を絶えず蝕みつつあります。心ある民族衛生学者も社会医学学者も、又文化歴史家も、社会政策者も、声をそろえて国民素質の将来のために悲痛なる警戒の叫びをあげています。我日本もついにこの世界的風潮の外に立つ事が出来ず、仏、英、独などが過去数十年間を通して嘗め來った苦い杯を、今嘗めんとしているのであります。而も思想に於ける唯物論、生活態度に於ける享樂主義、経済生活に於ける最近の世界的不況は益此勢を煽り立てています。固より正しい産児調節その事自体は決して悪くはありません。併しながら若し其指導に於て誤ったならば、其趣くところ真に寒心の外ありません……

以上の趣旨書からわかるように、民族衛生学会（のち1935年から財団法人民族優生協会として認可される）を中心とした「優生運動³⁴⁾」は「新マルサス主義」、産児制限そのものに強い対抗心を持っていたのである^{35)・36)}。

こうした優生運動の性格は、次の時代において産児制限のほぼ全般を原則的に禁止するという人口増強政策を成立させるテコとして機能することになるのである。ここに、現代日本人口政策史の初期における質的人口論の意義がある。

(7) ま と め

以上のように、この時期、人口過剰論の高まり、産児制限運動の発展によって、わが国で人口政策が本格的に取り上げられ、その中で避妊の公認が打ち出されたが、それは死亡対策および貧困者対策とともに優生対策としての性格が強く、人口数の制限は否定され、人口増加の擁護の性格は貫かれた。こうして、優生運動は出生率の低下のきざし、産児制限運動の高まりの中で、一部にそれと繋がりながら、人口問題論、人口政策と結合し、人口政策の中で市民権を得ることになった。その結果、人口問題の質的側面ないしは、質的人口問題の概念が、人口政策において優生問題を内容として成立することになった。いいかえると、日本人口政策における過剰人口論が産児制限運動に直面したときに、人口制限策をしおげつつ対応した形が人口の質対策、優生対策であったといえる。

このように、質対策が人口の量対策ないしは量に対する調整の動きに関連して論じられたところに人口の質問題が成立したのであって、人口の質が人口の量と独立して静的に考えられたのではなく、あくまでも人口の量の問題にひきずられて人口の質の問題が生じたものである。このような現代日本人口政策の始点における人口の質問題の位置を確認しておかなければならぬ。

34) 「民族衛生といふことの意味について創立当時のねらいは人種衛生—Rassenhygiene—すなわち 優生運動をするということにあった」福田邦三「学会機関誌としての『民族衛生』」、『民族衛生』24巻1号、1958年6月、p. 1.

35) 民族衛生学会発足の経緯については、注10) の前掲書 p. 179—180 および、柳沢文徳「日本民族衛生学会雑誌『民族衛生』の動向」『民族衛生』30巻1号、1964年1月。

36) 注31) と関連して、次のような指摘も興味ある。

「古屋芳雄博士は当時金沢大学の教授であったが、永井先生と別懇でもあり、創立以来最高顧問格で各種の計画を立てられた。……古屋博士は家庭[?]計画の考の先鞭であり同連盟の会長でもあるので、永井先生のこの考えとは真向うから反対なので、同席された演説会でこれを聞いた民衆は啞然となつたこともあつた。」石原房雄「民族衛生創立時の追憶」『民族衛生』30巻1号、1964年1月。

文 献

- 市原亮平『人口論講義』三和書房, 1971年(再版)
- 上杉正一郎「日本の人口問題(1)」『東京経大学会誌』93号, 1975年12月, p. 179—202.
- 太田典礼『日本産児調節百年史』出版科学総合研究所, 1976年1月(前著『日本産児調節史——明治・大正・昭和初期まで』日本家族計画協会, 1969年。)
- 大淵 寛「人口政策の理論的考察」『経済学論纂』17巻4号, 1976年7月, p. 35—80.
- 小林和正「日本の人口政策」『現代日本の家族政策』(講座家族—政策と法 2) 東大出版会, 1976年1月, p. 323—368.
- 篠崎信男「人口資質に関する諸問題」『人口問題研究所年報』第6号, 1961年, p. 71—76.
- 篠崎信男「人口政策論議のメモ——昭和2年の人口問題論を中心として」『人口問題研究所年報』第19号, 1974年, p. 7—10.
- 鈴木啓祐「人口政策の目標、特にその質的側面」南亮三郎編『世界の人口政策と国際社会』1976年, p. 17—44.
- 岬峻義等「わが邦出産率の社会生物学的観察」『労働科学研究』1巻2号, 1924(大正13)年.
- 岬峻義等「産児調節論批評(その一)」『労働科学研究』2巻4号, 1926(大正15)年.
- アイリン・B・トイバー『日本の人口』毎日新聞社人口問題調査会, 1964年(原著: *Population in Japan*, 1958)
- 永井 潜「産児制限論の批判」法政大学経済学部会『人口食糧問題講演集』1928(昭和3)年2月.
- 宮川 実「人口資質の観点からみた消費分析ノート」『人口問題研究』第97号, 1966年, p. 25—32.
- 毛利子来『現代日本小児保健史』ドメス出版, 1972年.
- 吉田忠雄「日本の人口政策の展開」南亮三郎他編『世界の人口政策と国際社会』(人口学研究シリーズII), 千倉書房, 1976年12月.
- 吉田秀夫『日本人口論の史的研究』河出書房, 1944年.
- 石井了一, *Population Pressure and Economic Life in Japan*, P. S. King & Son, London, 1937.
- Thompson, W. S., *Danger Spots in World Population*, New York, Knopf, 1929.